

市民税所得割額等の見方

見本1

会社員の方（勤務先で給与から住民税が引かれている方）

◆給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

利用者負担額（保育料）に関するお問い合わせは幼保支援課までご連絡ください。

こども未来課 DX 推進係 電話：054-354-2630

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

該当年度のものか確認

給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	総所得金額①	課税標準 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	総所得③	税額控除前④ 所得割額⑤ 均等割額⑦ 税額控除額⑧ 所得割額⑨ 均等割額⑩ 森林環境税額⑪ 特別徴収税額⑫
-------------------------	------------------------	--------	---	------	--

税額控除前所得割額（④の額）

市民税の税額控除前所得割額（④の額）から、調整控除額（市民税）を差し引いた金額が利用者負担額算定の基となる金額です。

調整控除（市民税 円）、
住宅借入金等特別税額控除（市民税 円）、
寄附金税額控除（市民税 円）、
（県民税 円）

見本2

個人事業主等の方（下の「納税通知書」により個人で住民税を納付する方）

◆市民税・県民税納税及び税額決定通知書

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税納税及び税額決定通知書（1枚目）

該当年度のものか確認

1枚目

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税課税の明細（3枚目）

市民税の税額控除前所得割額から調整控除額（市）を差し引いた金額が利用者負担額算定の基となる税額です。

3枚目

税額控除前所得割額

利用者負担額（保育料）の令和7年4～8月分は、令和6年度市民税額をもとに、令和7年9月～令和8年8月分は、令和7年度市民税額をもとに算定いたします。

また、利用者負担額算定に使用する市民税額所得割とは、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額となります。（見本1および見本2にお示ししました「税額控除前所得割額から調整控除額のみを差し引いた金額」を指します。）

なお、市民税の税額に関するお問い合わせにつきましてはお住いの区の担当にお問い合わせください。

【葵 区にお住まいの方】

市民税課 普通徴収第1係（葵区役所2階） 054-221-1041

【駿河区にお住まいの方】

市民税課 普通徴収第2係（葵区役所2階） 054-221-1542

【清水区にお住まいの方】

清水市税事務所 市民税係（清水区役所2階）054-354-2072～2075

見本

市民税・県民税課税（所得）証明書

住 所	
氏 名	

令和 年分	総所得金額	円
総所得金額の内訳	配当所得	円
	給与所得	円
	*給与収入額	(円
	以下余白	円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
上場株式譲渡	円	
上場株式繰越損失	円	
先物取引繰越損失	円	
以下余白	円	
	円	
	円	
	円	
合計所得金額	円	
総所得金額等	円	

所得控除合計		円
所得控除の内訳	社会保険料控除	円
	生命保険料控除	円
	以下余白	円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
本人該当事項	* * * *	円
	* * * *	円
	* * * *	円
	* * * *	円
	* * * *	円
扶養障害者	* * * *	円
	* * * *	円
基礎控除		円
専従者給与合計		円

賦課地 区	
課税総所得金額	円
以下余白	円
	円
	円
	円
	円
	円
令和○年度	年税額 円
市民税	所得割額 円
	均等額 円
県民税	税額控除後所得割額 円
	均等割額 円
税額控除額合計 () 円	
(備考)	

市民税

同一生計配偶者 無

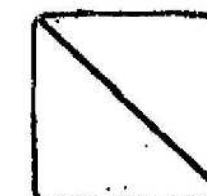
		市 民 税	県 民 税	市民税所得割額	円
税額控除の内訳	調整控除	円			
	配当控除	円			
	配当割額	円			
	株式等譲渡所得割額	円			
	以下余白	円			
		円	円		円
		円	円		円
	税 額 控 除 額	円	円		円

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(注) 「総所得金額の内訳」欄には、地方税法第313条に規定する所得割の課税標準の算定の基礎となる各種所得の金額で、「年税額」の決定の根拠となったものが記載されています。

靜岡市長



公印は黒色の電子印です。

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除対象でない除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定するうえで必要となる市民税所得割額を算定することはできません。

なお、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することが可能です。

静岡市が作成している税額シミュレーションで、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

＜静岡市 住民税試算システム＞

「静岡市 市民税 試算」で検索

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8374/s000519.html>

必要な項目をすべて入力し、保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。

《注意》

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。

あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。